

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

備前市は、母子保健事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

母子保健事務では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護に関する契約を締結している。

評価実施機関名

岡山県備前市長

公表日

令和8年7月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事務
②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 市では特定個人情報を母子保健法に基づき実施する次の事務で利用する。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児・乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 3. 健康診査の実施に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低体重児の届出に関する事務 8. 未熟児養育医療の給付に関する事務 9. 産後ケア事業の実施に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 70の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】42、48、71、80、95、112、125、155、161の項 【情報照会】95、95の2、96の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	備前市保健福祉部 こども・保健課
②所属長の役職名	こども・保健課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	備前市役所 総務部 総務課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-3301
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	備前市役所 保健福祉部 こども・保健課 〒705-8602 岡山県備前市東片上126番地 電話 (0869)64-1820
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、複数人での確認を行うようにしている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当該システムにおいては、外部との接続ができない環境で端末を使用するとともに、静脈認証によるログインに加え、システムへのログインにはユーザーIDとパスワードを用いて認証しており、権限のない者によって不正に利用されることがないようアクセス権限の適切な管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	備前市保健福祉部保健課	備前市保健福祉部保健課、子育て支援課	事後	機構改革
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健課長 山本光男	保健課長 森優、子育て支援課長 眞野なぎさ	事後	人事異動及び機構改革
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	全面追記	事後	
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長 森優、子育て支援課長 眞野なぎさ	保健課長 森優、子育て支援課長 中野智子	事後	人事異動
令和2年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	右記を追加	第9条第1項 別表第一 第86項	事後	
令和3年8月12日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】26、56の2、87項【情報照会】70項	番号法第19条第8項 別表第二【情報提供】26、56の2、87項【情報照会】70項	事前	法改正
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健課長 森優、子育て支援課長 中野智子	保健課長、子育て支援課長	事後	人事異動
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	備前市保健福祉部保健課、子育て支援課	備前市保健福祉部保健課、こども家庭課	事後	機構改革
令和4年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属	保健課長、子育て支援課長	保健課長、こども家庭課長	事後	機構改革
令和4年7月14日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年8月8日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年8月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	第9条第1項 別表第一 第49項 第86項	番号法第9条第1項別表 70の項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二【情報提供】26、56の2、87項【情報照会】70項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】42、48、71、80、95、112、125、161の項【情報照会】95、96の項	事後	法改正
令和6年8月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健課、こども家庭課	保健課、こどもまんなか課	事後	機構改革
令和6年8月30日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健課長、こども家庭課長	保健課長、こどもまんなか課長	事後	機構改革
令和6年8月30日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年12月23日	新様式への移行			事前	評価指針の一部改正
令和7年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 市では特定個人情報を母子保健法に基づき実施する次の事務で利用する。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児・乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 3. 健康診査の実施に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低体重児の届出に関する事務 8. 未熟児養育医療の給付に関する事務	本事務は、母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児・乳幼児の訪問指導、健康診査、低体重児・未熟児の届出及び訪問指導等の他、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進、子育て支援に関する施策を行っている。 市では特定個人情報を母子保健法に基づき実施する次の事務で利用する。 1. 保健指導に関する事務 2. 新生児・乳幼児・未熟児等の訪問指導に関する事務 3. 健康診査の実施に関する事務 4. 妊娠の届出の受理に関する事務 5. 母子健康手帳の交付に関する事務 6. 妊産婦の訪問指導に関する事務 7. 低体重児の届出に関する事務 8. 未熟児養育医療の給付に関する事務 9. 産後ケア事業の実施に関する事務	事後	再検討による追記
令和7年12月23日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	保健課、こどもまんなか課	こども・保健課	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	保健課長、こどもまんなか課長	こども・保健課長	事後	機構改革
令和8年7月9日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】42、48、71、80、95、112、125、161の項【情報照会】95、96の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表【情報提供】42、48、71、80、95、112、125、155、161の項【情報照会】95、95の2、96の項	事後	見直し・整理
令和8年7月9日	IIしきい値判断項目 いつ時点の係数か	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正